

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消費令第139号）</p> <p>(総則関係) (略)</p> <p>(加工食品)</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地、乳にあつては、乳処理場（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理場）の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては、乳処理業者（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称）</p> <p>① 製造所又は加工所（輸入品にあつては、輸入業者の営業所、乳にあつては、乳処理場（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理場）（以下「製造所等」という。）の所在地の表示は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示に従つて住居番号まで表示する。</p> <p>ただし、次のような表示は差し支えない。</p> <p>ア <u>指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）及び県庁の所在する市における道府県名を省略すること。</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 遺伝子組換え食品に関する事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 基準の遵守状況の監視について</p> <p>ア 食品表示基準第3条第1項の製造業者等は、基準に基づいて遺伝子組換えに関する表示を適正に行うとともに、国、都道府県若しくは<u>指定都市</u>又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）から要請があつた場合には、その遺伝子組換えに関する表示を行った対象</p>	<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消費令第139号）</p> <p>(総則関係) (略)</p> <p>(加工食品)</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地、乳にあつては、乳処理場（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理場）の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては、乳処理業者（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称）</p> <p>① 製造所又は加工所（輸入品にあつては、輸入業者の営業所、乳にあつては、乳処理場（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理場）（以下「製造所等」という。）の所在地の表示は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示に従つて住居番号まで表示する。</p> <p>ただし、次のような表示は差し支えない。</p> <p>ア <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定都市及び県庁の所在する市における道府県名を省略すること。</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 遺伝子組換え食品に関する事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 基準の遵守状況の監視について</p> <p>ア 食品表示基準第3条第1項の製造業者等は、基準に基づいて遺伝子組換えに関する表示を適正に行うとともに、国、都道府県又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）から要請があつた場合には、その遺伝子組換えに関する表示を行った対象農産物又はこれ</p>

農産物又はこれを原材料とする加工食品について分別生産流通管理を適正に実施したことを証明する書類を提出する等適切な協力をを行う。

イ (略)

ウ 都道府県又は指定都市は、食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第5条第1項の規定により、主たる事務所及び事業所が一の都道府県又は指定都市の区域内のみにある食品関連事業者に対する食品表示法に基づく指示等の権限が当該都道府県の知事又は指定都市の長の自治事務とされていることを十分認識の上、遺伝子組換えに関する表示について疑義がある場合には、指示等の権限を行使する等適切な対応を行う。

④ (略)

(12) ～ (15) (略)

2 ～ 7 (略)

(生鮮食品) ～ (附則) (略)

別添 添加物 1 - 1 ～ 別添 アレルゲンを含む食品の検査方法 (略)

別添 機能的表示食品

第1 総論

1 (略)

2 対象となる事業者

「食品関連事業者」とは、食品表示法第2条第3項第1号に規定するものをいう。もつとも、ここでは、責任主体を明らかにすることに趣旨があることから、届出者たる食品関連事業者のことをいう。

なお、「連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報」とは、以下の①から⑤までの情報を指す。

①～⑤ (略)

3 ～ 6 (略)

第2・第3 (略)

別添 バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びゼント種の非遺伝子組換えと

を原材料とする加工食品について分別生産流通管理を適正に実施したことを証明する書類を提出する等適切な協力をを行う。

イ (略)

ウ 都道府県は、食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第5条第1項の規定により、主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにある食品関連事業者に対する食品表示法に基づく指示等の権限が当該都道府県の自治事務とされていることを十分認識の上、遺伝子組換えに関する表示について疑義がある場合には、指示等の権限を行使する等適切な対応を行う。

④ (略)

(12) ～ (15) (略)

2 ～ 7 (略)

(生鮮食品) ～ (附則) (略)

別添 添加物 1 - 1 ～ 別添 アレルゲンを含む食品の検査方法 (略)

別添 機能的表示食品

第1 総論

1 (略)

2 対象となる事業者

「食品関連事業者」とは、食品表示法第2条第3項第1号に規定するものをいう。もつとも、ここでは、責任主体を明らかにすることに趣旨があることから、届出者たる食品関連事業者のことをいう。

なお、「連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報」とは、以下の①から⑤までの情報を指す。法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は住所、氏名、生年月日が確認できる本人確認書類（住民票、運転免許証のコピー（裏面にも記載がある場合は表裏両面のコピー）、旅券（パスポート）のコピー等）を提出する必要がある。

①～⑤ (略)

3 ～ 6 (略)

第2・第3 (略)

別添 バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びゼント種の非遺伝子組換えと

うもろこしの分別生産流通管理の指針～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)	うもろこしの分別生産流通管理の指針～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------